外国人労働者受け入れによる日本経済の発展¹ ~受け入れの新制度の導入~

同志社大学·経済学部 伊多波研究会

井上静香 北古賀真希 丸木隼一郎 西岡拓真² 鈴木彩香 鈴木孝

¹ 本稿は、2006年12月3日に開催される、WEST論文研究発表会2006に提出する論文である。本稿の作成にあたっては、伊多波良雄教授(同志社大学)をはじめ、多くの方々から有益且つ熱心なコメントを頂戴した。ここに記して感謝の意を表したい。

² 代表者 西岡拓真 Email Address bee0501@mail3.doshisha.ac.jp

論文研究発表会 WE Evolve Students' Tomorrow

WEST 論文研究発表会 2006

一 目次 一

【要旨】(P2)

第一章 【問題意識】(P3)

- I 外国人労働者受け入れ制度見直し
- Ⅱ 外国人労働者による経済成長の見直し

第二章 【現状分析】(P4~P7)

- I 外国人受け入れ制度・在留資格の現状
- Ⅱ 労働者を必要とする中小企業
- Ⅲ 少子・高齢化にともなう労働不足の現状
- IV 少子化の進行
- V 高齢化の進行
- VI 人口減少社会の到来

第三章 【国際比較による制度設計】(P8~P11)

- ・シンガポールの先駆的政策
- I シンガポールにならう根拠
- Ⅱ 政策内容

第四章 【受け入れ新制度導入 分析研究】(P12~P26)

- I 分析の目的
- Ⅱ 分析の方法
- Ⅲ 分析結果
- 便益帰着構成表
- 費用便益分析
- IV 分析から推測できること

第五章 【政策提言 新たな受け入れ制度の構築】(P27~P30)

- I 日本の外国人労働者に対する政策提言
- 入国前 職業能力試験
- ・受け入れ政策一連の流れ
- Ⅱ 政策提言 まとめ

第六章 【論文 総括】(P31)

参考文献 (P32)

本稿中記載図表 (P33~P40)

論文研究発表会 WE Evolve Students' Tomorrow

WEST 論文研究発表会 2006

要旨

少子高齢化に伴う労働力不足への対応という観点から、外国人労働者の新たな受け入れ機運が 日本国内で高まっている。不足する労働力を補うために専門的技術的分野の外国人労働者だけで なく、単純労働者も合法的に受け入れる必要がある。

ただし、単純に受け入れるのではなく不法就労・不法滞在を無くす制度改革が必要である。現在の外国人受け入れ制度は基本的に単純労働者を認めていない。教授や研究、技術、研究等の専門的技術的分野の就労が認められている在留資格と、短期滞在など就学が認められていない在留資格に分けられている。しかし、就労が認められていないにも関わらず就労したり、資格外の種類の職に就労したりするなど、不法就労が横行しているのが現状である。

本論文では第一章問題意識の中で、少子高齢化・人口減少に伴う労働力不足への対応に向けて の外国人労働者受け入れ制度の必要性と、外国人労働者流入によって日本企業の生産性拡大、日 本経済の活性化を期待するという我々の意識を掲げる。

続く第二章現状分析では、外国人労働者に関する日本が抱える様々な問題を挙げる。問題点を深く分析、把握することでそれらを克服する政策提言を導き出す。

第三章は新制度提案のため、各国の外国人労働者対策を参考にし、日本にとっての最適な外国 人労働者受け入れ制度の構築について示唆する。また、シンガポールの外国人労働者対策を積極 的受け入れ策ということで着目し、シンガポールを重要参考国として位置づける。

次に第四章は、外国人労働者受け入れの有益性を検証する。現状の受け入れ体制のまま外国人労働者を受け入れた場合と、2015年に131万人の単身労働者を受け入れた場合の比較を行う。受け入れた場合の費用対効果が、現状の受け入れ体制のままの場合の費用対効果を上回り、かつ1以上であることを分析により立証し、受け入れ制度が日本にとって望ましい政策であることをこの章で明らかにする。

第五章はシンガポールの政策、費用便益分析の結果をもとにした、新たな単純労働者受入れ制度の具体案を紹介する。

最後に論文の総括として、将来の日本にとっていかに単純労働者が必要であるか、また新しく 掲げる政策が政府・国内企業にとって望ましいものであるかを訴え、論文を締めくくる。

この論文が単純労働者受け入れ議論に一石を投じ、国内に外国人労働者が必要だという認識が少しでも浸透すること、そして外国人労働者との最適な共生社会の構築の足がかりになることを切に願う。



第一章【問題意識】

I 外国人労働者の受け入れ制度見直し

少子・高齢化にともなう労働力不足への対応という観点から、外国人労働者の新たな受け入れ 機運が日本国内に高まっている。将来的な日本経済への影響のためにも、現行受け入れ制度の見 直しが必要である.

また、厚生労働省も「外国人雇用問題研究会」を組織し、「外国人受け入れ制度」の見直しを検討している。しかしながら、見直されるべき現行受け入れ制度の検討が、未成熟なままに推移している傾向がみられる。とりわけ、単純労働者の受け入れについては、そのことがあてはまる。単純労働者を受け入れない方針は、1967年の第一次雇用対策基本計画から現在まで維持されているという。だが、現実の社会に目を移すと、外国人単純労働者は受け入れられている。ここで述べている単純労働者とは、合法的な入国資格としては日系人であり、短期滞在者、留学・就学生、研修・技能実習生であり、限度を超えた就労は非合法的には不法就労者である。就労が認められていない研修・技能資格で入国したにも関わらず、「技術研修という名の労働」が行われているのが現状である。我々は、このような外国人単純労働者を見直し、合法的に受け入れ、不法滞在・就労をなくし、現行制度再考の必要があると考える。

Ⅱ 外国人労働者流入による経済成長の期待

我が国における急速な少子・高齢化の進行により、生産年齢人口は、すでに、1995年をピークに減少に転じている。労働人口の減少、特に、若い労働力の縮小と消費市場の縮小により、経済への影響が懸念されている。このような問題に対して、外国人労働者を活用すれば、労働人口の減少をある程度相殺することは可能であり、労働投入も増加し、将来的に懸念されている経済成長率のマイナスを防ぎ、プラスに転じることができるだろう。特に日本で大きな割合を占めている中小企業に労働投入を行い、資本の海外流出を防ぎ、日本経済の活発化を促したい。したがって、我々は、外国人単純労働者に対する新たな受け入れ制度を築き、人口増加による我が国の経済成長率を押し上げたいと考える。



第二章 【現状分析】

I 外国人受け入れ制度・在留資格の現状

外国人の在留資格を入管法に従ってみていく。外国人の在留資格は、就労が認められる在留資格と就労が認められない在留資格に大きく分けられる。前者は興行、人文知識・国際業務、技術、技能、企業内転勤、教育、教授、投資・経営、宗教、研究、芸術、報道、医療、法律、会計業務にあたり、後者は文化活動、短期滞在、留学、就学、研修、家族滞在である。このうち最も大きな割合を占めるのは、短期滞在、興行、留学、就学、研修であり、不法残留者も同様である。

短期滞在の不法残留者は平成 18 年現在で 134,374 人、興行では、10,052 人、留学では、7,628 人、就学では、7,307 人、研修、3,393 人という割合で全体の 80%を超えている状態である。興行の残留資格においては、基準省令の適用があり、この基準省令に適応することを立証しなければならない。しかし、最近フィリピン等からのエンターテーナーが、実質的には興行でなく、ホステスまがいの業務に就かせられていることもあって、実質的に興行の経験や資格を有する者が入国しているわけではないのが現状である。又、留学・就学の学生資格のなかで「週 6 日以上就労が全体の 61.8%。また、67.9%が、1 日あたり 8 時間以上就労」をしている状態であり、研修においても、これを名目とする雇用労働が行われている状態である。1989 年に「改正入管法」の制定においても、「不法就労者には出入国の管理の根幹を揺るがしかねないので、厳しく対処するし、単純労働者の受け入れには将来の展望を明確にして、政策変更に相応しい理由が必要であり、当面は外国人労働者の受け入れは見合わせる」という点にとどめられ、議論は進んでいない。外国人単純労働者受け入れ制限の継続を引き続き維持することと引き換えに、特に研修生制度、技能実習生制度の範囲はかなり拡大された。

Ⅱ 労働者を必要とする中小企業

日本は中小企業の割合が極めて高く、今後3年以内に新たに外国人労働者を雇用したい又は増やしたい企業の多くは、中小企業である。特に生産工程作業員を必要としており、中企業は14.6%、小企業は10~40%とかなりの割合を占めている(図A)。また、中小企業の資本流出傾向は増加傾向にある。経済産業省「海外事業活動基本調査」により製造業の生産比率をみると、1992年度での6.2%から2001年度の16.7%と年々増加傾向で、製造業の海外生産への移行が進んでいる状況にある(図B)。このような中で中小企業自身の海外進出の状況を経済産業省「企業活動基本方針」によりみていくと、海外子会社を持つ企業の割合は2002年時点において、大企業で28.5%、中小企業では、9.3%(図C)となっており、1992年調査時点から比較すると、中小企業の海外進出は漸増傾向にある。また、中小製造業に限ると1992年調査時点での7.1%から2002年調査時点の13.0%と中小企業全体と比べ増加傾向が強く現れており、特に中小製造業全体において企業活動のグローバル化が進んできたことが分かる。海外へ拠点を移している中小企業の主な目的は、安い人件費等のコストダウンが30.1%とかなりの割合を占めている。しかも、国内においては、製造業の海外移転等により、従来の下請ネットワークに変化が生じた結果、大口取引先との関係が薄まり、取引が分散している。安い人件費等のコストダウンという理由で日本の経済成長に大きく貢献している企業が海外に流出している状態である。



Ⅲ 少子・高齢化にともなう労働力不足の現状

2005年国勢調査による10月1日現在の日本における総人口の確定数は、127,767,994人で、2000年調査に比べ842,151人、0.7%増加している。人口増加率は1980年以降低下を続け、この5年間は調査開始以来最も低くなっている(図 D)。また、日本の急速な少子・高齢化の進行により、生産年齢人口は着実に減少している。これによる日本経済に与える影響は、経済成長への懸念である。少子化による生産年齢人口の減少は、経済成長に対する労働投入の寄与を低下させていくと考えられる。また、人口に占める高齢者の比率の高まるなかで、国全体としての貯蓄率が低下すれば、資本投入による経済成長を決定する主要な生産要素である労働、資本の伸びの減少を通じ、経済成長を鈍化させる懸念がある。

人口増加率と経済成長

わが国の実質経済成長率の長期的な推移をみると、60年代平均10.0%、70年代平均4.4%、80年代平均4.3%、90年代平均1.3%と趨勢的に低下してきている(図E)。また、人口1人当たり経済成長率から人口増加率を引いたものとして表されるが、これも同様に低下傾向にある。

人口減少と経済成長

人口増加率と経済成長率の関係(図F)によると、両者には穏やかな正の相関関係がみられる。 これは人口増加が労働投入の増加を通じ経済の供給力を拡大させること等による。このような結果は、人口増加率の鈍化やマイナスになるなかで、他の条件が一定であれば、経済全体としての成長率も低下ないしマイナスになる可能性が高いことを示唆する。

・高齢化と貯蓄率、資本流入

今後経済成長を維持する上では、全要素生産性の向上とともに、良質な資本ストックの蓄積が 重要である。資本ストックの蓄積は、一国全体の貯蓄率(国民貯蓄率)と海外からの資本流入を 原資として行われる。老年人口比率と主要先進国における少子・高齢化を国民貯蓄率の時系列的 な関係でみると、高齢化と国民貯蓄率との間には、景気変動等により一部不規則な動きもみられ るものの、両者の間には緩やかな右下がりの相関関係が認められ、少子・高齢化が国民貯蓄率の 低下をもたらしていることがわかる(図 G)。

わが国における貯蓄・投資バランスをみると、全体としてみれば、国際的にみても極めて高い家計の貯蓄率が法人部門や政府部門の投資超過を補って余りあったことから貯蓄超過となっており、それに対応して経常収支が大幅な黒字を続けてきた。しかし、最近では、わが国における貯蓄超過に大きく寄与してきた家計の貯蓄超過幅が縮小傾向にある(図 H)。このようなことから、高齢化の進行にともない、家計の貯蓄率が更に低下するとともに、社会保障給付を中心とする歳出の増加により政府部門の投資超過幅がさらに拡大した場合、自国の貯蓄のみが設備投資の主要な源泉である限りにおいて、資本ストックの蓄積が阻害され、経済成長率は低下していく可能性が高い。



また、わが国における貯蓄率と投資率との長期的な関係をみると、大幅な経常収支黒字を背景に対米向けを中心に対外直接投資が進んだ 1980 年代を除けば、ほぼパラレルに動いており、特に 90 年代以降は国民所得の低迷や高齢化等により貯蓄率が低下するのと歩調を合わせるように投資率も低下しているという姿がみてとれる(図 I)。つまり、わが国においては投資の動向は自国の 貯蓄の動向に規定される傾向が非常に強く、このような構造を維持した場合、高齢化等により中長期的に国民貯蓄率が低下するなかで、高い水準の投資率を維持できなくなる可能性もある。

IV 少子化の進行

少子化の進行に歯止めがかからない。2004年の合計特殊出生率は、1.29と過去最低を更新した。 日本の合計特殊出生率は、4.54であった1947年から1960年頃にかけて急速に低下し、60年代、70年代前半の高度成長期には、66年の丙午をはさんで、2.0前後で安定していた(図.J)。

その後、再び低下傾向となり、89年のいわゆる「1.57ショック」を経て、2004年の1.29にいたっている。これは、人口水準を維持するために必要とされる2.07をはるかに下回っている。こうした出生率の実績は、5年ごとの行われる「日本将来推計人口(国立社会保障・人口問題研究所)」において見通された出生率を下回っており、予想を超える勢いで少子化が進んできた。今後の合計特殊出生率は、2002年1月に推計された将来推計人口の中位推計によると、2007年に1.31まで低下した後、緩やかに回復し、長期的には1.39程度で安定すると見込まれている。また、低位推計においては、2000年の1.36から更に低下を続け、2050年には1.10に到達すると見込まれている。

V 高齢化の進行

少子化と同時に高齢化も進んでいる。2005年における老年人口(65歳以上人口)は2,682万人となっており、老年人口比率は(総人口に占める65歳以上人口の比率)は、21.0%となった(図 K)。日本における高齢化は、そのスピードが他国と比較すると極めて早いことが特徴となっている(図 L)。「将来推計人口」の中位推計によると、日本の老年人口比率は今後も上昇を続け、2025年に28.7%、2050年には35.7%と極めて高水準になると見込まれている。

VI 人口減少社会の到来

以上のような少子・高齢化が進むなか、日本の人口は、2006年に1億2,774万人でピークに達した後、死亡数が出生率を上回り、人口減少していくと見込まれている。これは少子化を理由に、単に相対的に高齢者の比率が増えるという段階を過ぎて、少子化によって人口が減る段階に入るということを示している。「将来推計人口」の中位推計によると、将来の人口は 2025年には、1億2,114万人、2050年にはおよそ1億60万人になると予測されている(図 L)。人口の年齢構成も少子・高齢化によって大きく変わる。年少人口(0~14歳)が総人口に占める割合が低下するだけでなく、生産年齢人口(15~64歳)が総人口に占める割合も低下していくことが見込まれる(図 M)。2005年時点の生産年齢人口は6639万人で、これが2015年は6591万人まで低下することが見込まれている。



生産年齢人口の減少は、労働投入の減少を通じて経済成長の制約となると考えられるが、総人口に占める生産年齢人口の割合の低下は、支え手の減少を通じ、社会保障制度の基盤を不安定なものにすることが懸念されている。

以上取り上げたような6つの問題が、今の日本にとって早急に対処すべき課題で、何らかの対策を講じなければ、将来この問題がより深刻化して浮かび上がってくることは間違いない。そのため、日本の生産年齢人口の減少を補うために外国人・移民労働者の受け入れが必要であると我々は考える。日本に在住する外国人は約156万人で、2000年に比べ約24万人、18.7%増加している。この10年間で総数は約1.5倍(年平均で5万人の増加)となっており、今後も増加していくことが見込まれる(図N)。しかし、日本における人口の減少は急速であり、これを外国人・移民の受け入れにより補おうとすれば、総人口を維持するためには年間34万人、生産年齢人口を維持するためには年間約64万人の外国人・移民の受け入れが必要である。



第三章 【国際比較による制度設計】

新たな単純労働者受け入れ制度を構築するために、本論文では諸外国の政策を参考にした。海外では各国固有の外国人労働者対策が存在し、労働市場テスト³・二国間協定・ポイント制⁴・数量割当制度などの制度を利用し、外国人労働者の流入を管理・コントロールしている。各国の政策を参考にし、政策の効果やメリット・デメリットを検討しながら、実際に日本で政策が実施された場合に、妥当なものであるかを考え、日本にとっての最適な単純労働者受け入れ政策を探った。

・シンガポールの先駆的政策

I シンガポールにならう根拠

欧州、北米、アジア近隣諸国の単純労働者対策を研究した結果、単純労働者に対して比較的寛容なシンガポールの政策を参考にし、新たな受け入れ制度構築のヒントにしたいと考えた。以下その根拠を述べる。

まず一つ目は、シンガポールと日本はともに島国であるということだ。島国であり自然的国境が明確な国は、出入国管理によって外国人労働者をチェックすべきである。シンガポールの職業能力試験は出入国する際の管理として参考になると考えた。一度日本国内に住みついた外国人労働者を在留資格などで管理・把握するよりも、島国である日本は出入国管理において外国人労働者を管理するほうに重点を置くべきである。そのため、ドイツ・フランスなどの欧州諸国も外国人労働者受け入れ制度が整っているが、各国の単純労働者対策の日本への導入を検討する際、島国以外の国はあまり参考にはしていない。

二つ目は、シンガポールは単純労働者に対して比較的寛容な国であるということだ。その受け入れが国の経済発展に大きく寄与している。外国人労働者受け入れにより、定住化問題や年金・社会保障に直面し、その結果単純労働者流入を抑制しようという先進国が多数ある。しかし、シンガポールは数少ない単純労働者に対して柔軟な姿勢をとる国で、またその受け入れが成功している国でもある。

三つ目は、シンガポールには他国には見られない大胆な単純労働者受け入れ制度がある点だ。 次の項目で詳しく紹介するが、入国前の職業能力試験、雇用税・雇用率、企業に労働者管理義務 を負わせる保証金制度などがある。

これら三つの理由により、シンガポールを積極的単純労働者受け入れ国としてとらえ、先駆的 政策として研究を行った。

3 イギリスが導入している外国人労働者の過剰流入を防ぐ制度。外国人労働力を求める企業がまず国内で4週間労働者を募り、それでも必要な労働力を確保できず労働力不足を証明できれば、政府から外国人労働者の雇用許可を受け、外国人を雇うことができる。

⁴ 専門技術者を雇う制度。母国での学歴・技能実績・年収などをもとにポイントを設定する。ある点数以上を上回れば、 専門技術者として入国できる。



Ⅱ 政策内容

それでは、シンガポールの政策を紹介する。外国人がシンガポール国内で就労する際には、雇用許可あるいは労働許可を取得する必要がある。「雇用許可」が熟練労働者など技能を有する労働者を対象としているのに対して、「労働許可」は一定の職種における単純労働を行う労働者に対して発給される。雇用許可および就労許可を得て入国する外国人労働者には就労パスが発給される。このうち人材省雇用許可局が発行する雇用パスは、業種と月給額によってPとQ1、Sの3種類に区分されている。Pパスは専門職や管理職、役員、経営職などいわゆる幹部クラスの外国人労働者に発給されるパスである。Pパスは月給額によってP1パスとP2パスに区分される(図表1参照)。Q1パスとは専門職・管理職など高度技能を有する外国人労働者に対して発給されるパスである。これを取得するにはある一定の職業能力テストの成績が必要であるなどの受給要件がある。Sパスは専門性をもつ労働者や技術者など中間レベルの熟練人材へのニーズが高まったことを受け2004年に導入されたパスである。審査はポイント制で行われ、給料、学歴、技能、職種、職歴を含む複数の条件が考慮される。

次に労働許可についてである。労働許可は、雇用パス取得の対象外となる建設分野、非建設分野、家庭内労働分野における単純労働を対象としている。まず、建設分野については、基本技能証明書のみ取得している場合、当該労働者は4年間の累積期間を超えて就労することはできないが、特定の資格を取得している場合当該労働者は15年間就労することができる。非建設分野では、サービス業、製造業、町会管理業務、草刈り業務、および海外分野からなる。サービス業とは、金融業、保険業、不動産業、ビジネス業運輸業、保管業、通信業、商業、地域サービス、社会サービス、個人サービス(家庭内労働者を除く)ホテル、レストラン、喫茶店、フードコート、その他認可された飲食施設、発送サービス、配達業、整髪業、美容院を指す。家庭内労働分野は、女性の外国人労働者が、家事手伝い、子供や老いた病人の世話の一端を担うために雇用されている。これらの家庭内労働者は、働くシンガポール人女性を支援し、シンガポール経済と家族の快適な暮らしに貢献している。

図表 1

	種 類	対 象	受給条件	月給額
	P1	専門職、管理職、		S\$7,000以上
雇用	P2	役員、経営職等		S\$3,500以上 S\$7,000未满
許 可	Q1	熟練労働者	GCEIこおけるOレベルを 5つ以上取得×	S\$2,500以上
	S	専門性をもつ労働者や技術者、 中間レベルの駒線人材		S\$1,800以上
	労働許可	上記の雇用パスの職種に該当し ない単純労働職種		S\$1,800以下

(独立行政法人 労働政策研究・研修機構)



そして、二つ目の政策として雇用率を設定することと外国人雇用税を課すことによって、技術水準の低い外国人労働者の需給をコントロールする政策である。「雇用率」とは、企業が雇用できる外国人労働者の人数をシンガポール人従業員の人数に基づき制限するもの。業種によって異なる雇用率が設定されており、必要に応じて改定がなされている。「雇用税」は雇用する非熟練の外国人労働者 1 人につき、一定額の雇用税を雇用主が政府に支払わなければならないとするもので、3 年の労働許可保持者を除くすべての労働許可保持者が対象となる。雇用税の額は業種により異なり労働許可が有効である限り、取り消されるまで支払い義務がある。上限を超えた場合、熟練、非熟練にかかわらず労働者 1 人当たり月 5000 ドルの雇用税が課されることになる。なお、家内労働分野については、以下の条件において雇用税の減免が認められており、一般家庭の負担を軽減している。業種別の雇用率と雇用税は図表 2 のとおり。

図表 2

		雇用率/ 雇用上限		労働者の区分	税額 (S\$)
建設分野	建設業		ボール人1 人労働者4人	熟 練 非熟練	80 470
	サービス業	第1種	全従業員の 30%	熟 練	80 240
		全従業員の 第2種 31~40%		熟練/非熟練	500
	製造業	第1種	全従業員の 40%		80 240
非建設分野		第2種	全従業員の 41~50%	熟 練 	80 310
		全従業員の 第3種 51~60%		熟練/非熟練	500
	海事業		ポール人1	熟 練	80
	/ 4 7 76	人:外国]人労働者3人	非熟練	310
家内労働 分野	家内労働			<u>一 般</u> 減免対象	<u>295</u> 200

(独立行政法人 労働政策研究・研修機構)



これらの政策の他に、企業が労働者の雇用を希望する場合は、外国人労働者を雇用する前に、就労許可管理局に有効な就労認可許可証を申請しなければならないとしている。

また、送り出し国としてはマレーシア、中国、インド、スリランカ、タイ、フィリピンなどが 含まれており、雇用主は「基本認可」を取得して、労働者1人あたり5000ドルの保証金を支払っ て初めて労働者を呼び寄せることができるのである。

保証は、シンガポール移民局の管理者に支払い可能な銀行保証書、保険保証書、現金、小切手などの形態をとる。保証金は、当該保証書に記載されている条件に違反していない場合、労働者がシンガポールを出国する2週間以内に返済される。



第四章【受け入れ新制度導入 分析研究】

私たちは、外国人労働者受け入れの有益性を算出するため、費用便益分析を用いる。

先行研究「外国人労働者受け入れに伴う社会的コストに関する調査研究報告書」(2002 年 3 月 財団法人 日本総合研究所)で行われた費用便益分析を参考にした。

I 分析の目的

労働人口不足の日本は、現在でも技術者などを中心に外国人の受け入れを推進している。しかし、それは、本当に日本にとって有益なのであろうか。この疑問を解決するために、先行研究でも用いられている費用便益分析を行う。

外国人労働者受け入れに伴う社会的費用と、外国人が日本にもたらす社会的便益を比較し、日本にとって外国人労働者受け入れが有益であるかを検証する。

先行研究では、外国人労働者受け入れに対する費用対便益は 1 を切っている。つまり、社会的コストの方が、社会的便益を上回る、という結果である。

我々は、先行研究で行われている分析をもとに、2005 年の外国人労働者受け入れに関する費用便益 分析を行った。

そして、2015年⁵に、労働人口が131万人⁶不足すると仮定し、現状の受け入れ体制のまま2015年を迎えた場合の費用対便益と、新たな受け入れ政策を行い、2015年に単身労働者を131万人受け入れた場合の費用対便益を算出した。もし、政策を行った場合の費用対効果が、現状の受け入れ体制のままの場合の費用対効果を上回り、かつ1以上であれば、新たな受け入れ政策を行うことが有効であると言える。この目的のもと、我々は費用便益分析を行う。

Ⅱ 分析方法

まず、便益帰着構成表(表1)を作成し、費用と便益が市場を通じて、どの主体に費用、または便益をもたらすかを分析する。その後に、実際の数値を用いて、費用便益分析を行う。費用便益分析は、2005 年度の分析を行い現状の状況を把握した後に、2015 年度の分析を行う。2015 年度の分析は、現状の受け入れ体制のまま外国人労働者を受け入れた場合と、2015 年に131 万人の単身労働者を受け入れた場合の比較を行う。

⁵ 一般人口統計 一人口統計資料集(2006 年版)のよると、2015 年に初めて 1km2 あたりの人口密度が 340 を切る。このことにより、2005 年との比較対象を 2015 年とした。

^{6 84} 万人(2005 年の外国人労働者数)+47 万人(2015 年に必要な労働人号-2015 年に予想される日本人労働力)=131 万人



Ⅲ 分析結果

•便益帰着構成表

ここでは、生み出される便益、または費用と便益の構成を整理する。市場を通じるものについてはキャンセルアウトされる。

要因\主体 外国人労働者 家計|企業 自国政府 計 税収 +1+ 生産コスト +1+ 消費財の価格 +1+ 機会費用 ++ 2+ 1-社会保障費 不法就労者対策 + 1+ 生産の流動性 +労働力不足対策費 ++ 2+ 外国人へのサポート +1-入国管理局費 1-計 1+ 1+ 5+ 3+

表1;便益帰着構成表

表から分かるように、便益要素が費用要素を上回っている。社会的便益・費用は、「税収」、「社会保障費」、「不法就労者対策」、「外国人へのサポート」、「入国管理局費」である。社会的費用・便益で見ると、また、企業にとっての費用・便益とは、「生産コスト」、「消費財の価格」、「機会費用」、「生産の流動性」となる。

• 費用便益分析

次に具体的な数値例を用いて分析を行う。

[仮定]

1. 外国人労働者及びその家庭は、内外人平等の原則でに基づき、日本国民と同等の公共サービスが提供される。

- 2. 外国人労働者は、非永住者8を指す。
- 3. 非永住者の年齢階層別人数・世帯数は、公式データがないため、以下のように推測する。 (表 2-1) 非永住者の年齢階層別人数の推計、(表 2-2) 家族構成に関する仮定 参照

⁷ 自国民であれ外国人であれ、日々の生活を安心して送っていく上で医療保険や住宅その他の社会保障の権利を国籍 や民族を問わず、全ての人々に保障する原則。

⁸ 永住者は戦前、戦中から日本における居住が続いていることが多く、日本人とほぼ同じ公共サービスのもとで生活をしているとみなし、外国人労働者という枠から排除する。



表 2-1; 非永住者の年齢階層別人数の推計(2005年度)9

	男(人)	女()	L)	合計(人)
0~4歳	31,123	5.3%	29,886	4.8%	61,009	5.0%
5~9 歳	21,140	3.6%	20,546	3.3%	41,686	3.4%
10~14 歳	17,030	2.9%	16,811	2.7%	33,840	2.8%
15~19 歳	27,012	4.6%	25,527	4.1%	52,540	4.3%
20~24 歳	72,816	12.4%	94,015	15.1%	166,831	13.8%
25~29 歳	95,718	16.3%	119,542	19.2%	215,260	17.8%
30~34 歳	102,177	17.4%	125,146	20.1%	227,323	18.8%
35~39 歳	82,212	14.0%	80,318	12.9%	162,529	13.4%
40~44 歳	52,263	8.9%	45,451	7.3%	97,714	8.1%
45~49 歳	35,821	6.1%	27,395	4.4%	63,216	5.2%
50~54 歳	24,076	4.1%	17,433	2.8%	41,510	3.4%
55~59 歳	14,681	2.5%	10,584	1.7%	25,265	2.1%
60~64 歳	5,872	1.0%	4,981	0.8%	10,853	0.9%
65~69 歳	2,936	0.5%	2,490	0.4%	5,427	0.4%
70~74 歳	1,762	0.3%	1,245	0.2%	3,007	0.3%
75 歳以上	1,762	0.3%	1,245	0.2%	3,007	0.3%
合計	587,225	100.0%	622,617	100.0%	1,209,842	100.0%

表 2-2; 非永住者の家族構成に関する仮定10

	単身	若年夫婦	2 世代家族	高齢夫婦	合計
人口	462,666	462,666	273,070	11,440	1,209,842
世帯数	462,666	231,333	68,268	5,720	536,653

9 入国管理局「平成17年末現在における外国人登録者統計について」の非永住者人数を元に、先行研究のパーセンテージを用いて算出 http://www.moj.go.jp/PRESS/060530-1/060530-1.html

^{10 2}世代家族については、夫婦2人と「0~14歳」の子供2人から構成されると仮定した。次に、高齢者夫婦家族については、「65歳以上」の非永住者が高齢夫婦家族に属すると仮定した。最後に、非永住者数から2世代家族人数と高齢夫婦人数との合計を差し引いた人数を、単身家族世代と若年夫婦世帯とで二分した。



【外国人受け入れに伴う費用便益分析 2005 年度】11

- (1) 外国人受け入れに伴う社会的費用(2006年度)
- ア. 外国人向け公共サービス支出(表 3-1)

表 3-1;国及び地方の外国人向け公共サービス支出

国	平成18年度予算	18年度一人当たり	外国人向け支出	
	千成10千及7异 (千円)	16年度一人ヨだり (円)	(千円)	1)佣行
① .	2,046,077,067	11 07	,	全人口1人当たり
①生活保護費 ②社会福祉費	5,756,697,840	16,212 234,470	19,014,202	全人口1人当たり
	5,756,697,840 4,886,616	234,470 192		主入口「入ヨ/こり 65歳以上1人当たり
	' '		· ·	
老人医療・介護保険給付諸費	4,399,354,499	172,470	1,973,123	
身体障害者保護費	59,504,494	471	570,425	
児童保護費	623,219,219	35,793		0-14歳1人当たり
児童扶養手当給付諸費	154,592,582	1,624		0-14歳1人当たり
児童手当国庫負担金	227,086,482	13,042		0-14歳1人当たり
特別児童扶養手当等給付諸費	126,689,780	7,276		0-14歳1人当たり
婦人保護費	2,086,986	42		25歳以上女性1人当たり
社会福祉諸費	75,226,224	1,753		(0-14,65歳以上)1人当たり
社会福祉施設整備費	69,710,000	1,624		(0-14,65歳以上)1人当たり
母子福祉費	5,070,000	103		25歳以上女性1人当たり
国立更生援護所運営費	9,270,958	73	,	全人口1人当たり
国立更生援護所施設費	881,894	7	8,454	
3保健衛生対策費	83,559,840	662	206,726	
保健衛生諸費	69,881,374	554	75,601	
保健衛生施設整備費	13,678,466	108	131,125	全人口1人当たり
④住宅対策費	689,453,000	5,463	6,609,267	
住宅建設等事業費	246,212,000	1,951	2,360,249	全人口1人当たり
住宅対策諸費	443,241,000	3,512	4,249,018	全人口1人当たり
⑤文教費	1,903,941,095	109,346		0-14歳1人当たり
義務教育費国庫負担金	1,676,349,000	96,275	13,144,993	0-14歳1人当たり
公立文教施設災害復旧費	784,300	45	6,150	0-14歳1人当たり
公立文教施設整備費	103,943,000	5,970	815,063	0-14歳1人当たり
学校教育振興費	83,331,036	4,786	653,435	0-14歳1人当たり
義務教育教科書費	39,533,759	2,270	310,002	0-14歳1人当たり
地方	平成16年度	決算(千円)	外国人	、向け支出(千円)
①民生費	16,486,285,608	130,630	158,041,620	全人口1人当たり
②衛生費	5,940,764,351	47,072	56,949,640	全人口1人当たり
③教育費	16,981,254,375	975,262		0-14歳1人当たり
日本全人口(人)	126,206,000	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
0-14歳人口(人)	17,412,000			
65歳以上人口(人)	25.508.000			
25歳以上女性人口(人)	49,378,000			
総外国人数(人)	1,209,842			
0-14歳人口(人)	136,535			
	11,440			
25歳以上女性人口(人)	435,832			
とが水上メルヘー	4 50,032			



表 3-1 は、財務省、「平成 17 年度一般会計予算」¹²の歳出項目から、外国人にも適用される公共 サービスに関わる歳出予算項目を取り上げた。

総外国人数については入国管理局「平成17年末現在における外国人登録者統計について」の 非永住者人数が最新のデータであるため、これを用いた。日本人全人口においても、総外国人数 のデータと合わせるため、「平成17年度国税調査結果」¹³によるデータを用いた。

地方のデータは「平成16年度決算統計年報」14が最新のデータであるため、これを用いた。

外国人向け支出は、[仮定 1]に基づき、国の平成 18 年度予算及び地方の平成 16 年度決算から 日本全人ロー人当たりの単価を算出し、これに総外国人数を乗じて算出した。

以上の推計方法と同様の算出で、社会保険給付費15を求めた。(表 3-2)

表 3-2;社会保険給付の算出

	平成18年度予算	18年度一人当たり	外国人向大支出	備考
	(千円)	(円)	(111)	
社会保険給付	69,154,800,000	2,235,092	170,072,502	全人口一人当たり
①厚生保険報場計	44,478,900,000	1,459,809	102,888,570	全人ロー人当たり
健親定	9,076,600,000	71,919	87,010,538	全人口一人当たり
年金勘定	35,402,300,000	1,387,890	15,878,033	65歳以上1人当だり
②国民年金特别会計	24,675,900,000	775,283	67,183,931	65歳以上1人当だり
基礎主建定	18,534,700,000	726,623	8,312,866	65歳以上1人当だり
国民年金勘定	6,141,200,000	48,660	58,871,065	65歳以上1人当がり

¹² 財務省「平成 18 年度一般会計予算」http://www.bb.mof.go.jp/cgi-bin/bxss020a?rno=54

¹³ 総務省 統計局「平成 17 年国勢調査結果」より「平成 17 年 10 月 1 日現在(確定値)」を用いた。 http://www.stat.go.jp/data/jinsui/200602/zuhyou/05k2-1.xls

¹⁴ 総務省 地方財政統計年報「平成 16 年度決算統計年報」 都道府県目的別歳出決算累年比較 http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/xls16/ch145ab.xls 市町村目的別歳出決算累年比較 http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/xls16/ch145ab.xls

¹⁵ 社会保険庁「平成 18 年度予算」より外国人に適用される項目を抜粋。 http://www.sia.go.jp/infom/yosan_kessan/18yosangaiyou.pdf



イ. 家族構成別一世帯あたり社会的費用

(表 3-1)及び(表 3-2)の外国人向け支出を、(表 2-2)家族構成に関する仮定に基づき、家族構成別一世帯あたりに分配したものが(表 3-3)である。

表 3-3;外国人一世帯当たりの社会的費用 (単位 円)

	単身	若年夫婦	2世代	高齢夫婦
一世帯当たりコスト(円)	303,001	606,044	5,877,796	15,478,921
玉	22,398	44,838	431,206	396,914
①生活保護費	16,212	32,424	64,849	32,424
②社会福祉費	552	1,146	125,129	353,222
老人福祉費	0	0	0	383
老人医療·介護保険給付諸費	0	0	0	344,939
身体障害者保護費	471	943	1,886	943
児童保護費	0	0	71,585	0
児童扶養手当給付諸費	0	0	3,248	0
児童手当国庫負担金	0	0	26,084	0
特別児童扶養手当等給付諸費	0	0	14,552	0
婦人保護費	0(男性) 42(女性)	42	42	42
社会福祉諸費	0	0	3,505	3,505
社会福祉施設整備費	0	0	3,248	3,248
母子福祉費	0	0	656	0
国立更生援護所運営費	73	147	294	147
国立更生援護所施設費	7	14	28	14
③保健衛生対策費	171	342	683	342
保健衛生諸費	62	125	250	125
保健衛生施設整備費	108	217	434	217
④住宅対策費	5,463	10,926	21,852	10,926
住宅建設等事業費	1,951	3,902	7,803	3,902
住宅対策諸費	3,512	7,024	14,048	7,024
⑤文教費	0	0	218,693	0
義務教育費国庫負担金	0	0	192,551	0
公立文教施設災害復旧費	0	0	90	0
公立文教施設整備費	0	0	11,939	0
学校教育振興費	0	0	9,572	0
義務教育教科書費	0	0	4,541	0
地方	177,702	355,404	2,661,331	355,404
①民生費	130,630	261,260	522,520	261,260
②衛生費	47,072	94,144	188,288	94,144
③教育費	0	0	1,950,523	0
社会保険給付	71,919	143,838	2,661,331	14,664,639
①厚生保険特別会計	71,919	143,838	287,676	2,919,618
健康勘定	71,919	143,838	287,676	143,838
年金勘定	0	0	0	2,775,780
②国民年金特別会計	0	0	0	11,745,021
基礎年金勘定	0	0	0	1,453,246
国民年金勘定	0	0	0	10,291,775
入国管理予算	30,982	61,964	123,929	61,964
①地方入国管理官署	24,441	48,881	97,762	48,881
②護送収容費	2,397	4,795	9,589	4,795
③外国人登録事務費	4,144	8,289	16,577	8,289



ウ. 家族構成別外国人受け入れの社会的費用

(表 3-3)家族構成別一世帯あたり社会的費用に、(表 2-2)の家族構成に関する仮定の値を乗じることにより、家族構成別の社会的費用の総計を算出したものが(表 3-4)である。

表 3-4; 外国人受け入れの家族構成別社会的費用 (単位 千円)

なる仏典田/イ田)	単身	若年夫婦	2世代	高齢夫婦	合計
社会的費用(千円)	140,193,651	140,197,912	239,219,266	88,542,610	608,153,438
国	10,368,265	10,372,526	29,437,364	2,270,431	52,448,586
①生活保護費	7,500,828	7,500,828	4,427,072	185,474	19,614,202
②社会福祉費	260,877	265,138	8,542,228	2,020,504	11,088,747
老人福祉費	0	0	0	2,192	2,192
老人医療·介護保険給付諸費	0	0	0	1,973,123	1,973,123
身体障害者保護費	218,141	218,141	128,749	5,394	570,425
児童保護費	0	0	4,886,937	0	4,886,937
児童扶養手当給付諸費	0	0	221,758	0	221,758
児童手当国庫負担金	0	0	1,780,685	0	1,780,685
特別児童扶養手当等給付諸費	0	0	993,431	0	993,431
婦人保護費	5,516	9,777	2,885	242	18,421
社会福祉諸費	0	0	239,306	20,052	259,358
社会福祉施設整備費	0	0	221,758	18,581	240,340
母子福祉費	0	0	44,750	0	44,750
国立更生援護所運営費	33,987	33,987	20,059	840	88,874
国立更生援護所施設費	3,233	3,233	1,908	80	8,454
③保健衛生対策費	79,056	79,056	46,660	1,955	206,726
保健衛生諸費	28,911	28,911	17,064	715	75,601
保健衛生施設整備費	50,145	50,145	29,596	1,240	131,125
④住宅対策費	2,527,504	2,527,504	1,491,761	62,498	6,609,267
住宅建設等事業費	902,602	902,602	532,726	22,319	2,360,249
住宅対策諸費	1,624,902	1,624,902	959,035	40,179	4,249,018
⑤文教費	0	0	14,929,643	0	14,929,643
義務教育費国庫負担金	0	0	13,144,993	0	13,144,993
公立文教施設災害復旧費	0	0	6,150	0	6,150
公立文教施設整備費	0	0	815,063	0	815,063
学校教育振興費	0	0	653,435	0	653,435
	0	0	310,002	0	310,002
地方	82,216,572	82,216,572	181,682,652	2,032,983	360,179,661
①民生費	60,437,993	60,437,993	35,671,174	1,494,461	56,949,640
②衛生費	21,778,579	21,778,579	12,853,959	538,523	133,157,519
<u> </u>	0	0	133,157,519	0	170,072,502
社会保険給付	33,274,414	33,274,414	19,638,928	83,884,746	102,888,570
①厚生保険特別会計	33,274,414	33,274,414	19,638,928	16,700,815	83,061,964
健康勘定	33,274,414	33,274,414	19,638,928	822,782	15,878,033
年金勘定	0	0	0	15,878,033	67,183,931
②国民年金特別会計	0	0	0	67,183,931	96,354,636
基礎年金勘定	0	0	0	8,312,866	58,871,065
国民年金勘定	0	0	0	58,871,065	37,483,571
入国管理予算	14,334,400	14,334,400	8,460,322	354,449	29,569,174
①地方入国管理官署	11,307,791	11,307,791	6,673,983	279,610	2,900,385
②護送収容費	1,109,160	1,109,160	654,639	27,426	5,014,012
③外国人登録事務費	1,917,449	1,917,449	1,131,700	47,413	7,914,397



表 3-3 と表 3-4 を見比べてみると、高齢夫婦家族の一世帯あたりの社会的費用が多大な額を示している。この主な要因として、老人福祉費、老人医療・介護保険給付諸費などを含む社会福祉費、そして年金を含む社会保険給付が挙げられる。しかし高齢夫婦家族の世帯数は少ないため、日本全体で総合的な社会費用を見ると、高齢夫婦家族の社会的費用はさほど多額ではない。しかし、非永住外国人の高齢化が進行するにつれ、高齢夫婦家族にかかる社会的費用増大が問題となるのは目に見えている。これらの問題点も踏まえ、私たちは政策提言を考えなければならない。

(2) 外国人受け入れに伴う社会的便益(2005年度)

(1)で算出した外国人受け入れに伴う社会的費用は、行政に発生する費用である。よって、外国人受け入に伴う社会的便益においても行政に発生する便益の算出を行った。ここでは、国税・地方税・社会保険料を社会的便益とする。

ア. 外国人一世帯当たりの社会的便益(表 4-1)

表 4-1・	外国人	一世帯当た	りの社会的便益16	(単位	千円)

	単身	若年夫婦	二世代	高齢夫婦
所得(年間)	2,929	3,521	4,663	1,172
所定内所得(月額)	238	252	321	
賞与等(年間)	69	492	806	1,172
送金及び貯蓄	1,347	1,303	1,306	0
送金	1,347	775	606	0
貯蓄	0	528	699	0
①国税	232	277	367	59
所得税	178	193	232	0
消費税	54	84	135	59
②社会保険料	324	351	432	0
③地方税	0	208	250	0
都道府県住民税	0	42	50	0
市町村住民税	0	166	200	0
課税所得額	2,225	2,410	2,901	0
世帯当たり便益(①+②+③)	556	836	1,048	59

¹⁶ 所定内所得は、「賃金構造基本調査」(平成17年)による。ただし、単身世帯は(男)学歴計の「勤労年数0年」の所定内 給与を、若年夫婦世帯は、「勤労年数1~2年」の「25~29歳」と「40~44歳」を加重平均した所定内給与を、2世代世帯 は、「勤続年数3~4年」の「35~39歳」と「40~44歳」を加重平均した所定内給与を用いた。

http://wwwdbtk.mhlw.go.jp/toukei/kouhyo/data-rou4/data17/10201.xls

送金、及び貯蓄は、先行研究の割合をもとに算出した。

所得税は、課税所得額×10%-定率減税額(2005年度20%)より算出した。

消費税は、「給与額-社会保険料-送金-貯蓄額-所得税額×5/105より算出した。

住民税は、前年の所得の額によって決定される。単身者は、「勤労年数 0 年」より、前年の所得がないものとして考える。 高齢夫婦も、前年所得がないとみなす。

都道府県住民税は、課税所得額×0.02-定率減税額(2005年15%)より算出した。

市町村住民税は、課税所得額×0.08-定率減税額(2005年 15%)より算出した。

社会保険料は、「所定内所得」を報酬月額として、政府管掌健康保険・厚生年金保険標準月額・保険額表(平成 17 年9 月分)より算出した。

http://www.sia.go.jp/seido/iryo/ryogaku1809/ryogaku01.xls

高齢夫婦の所得(年額)は年金と仮定する。算出方法は、(平均標準月額×7.5/1000×被保険期間月数)×スライド率 (1.031)+加給年金額(配偶者 231,400 円)とした。ただし、平均標準報酬月額は生産労働者(男)の勤労年数計(337800 円)とし、また被保険期間は 30 年(360 τ 月)とした。



イ. 外国人受け入れの家族構成別社会的便益

外国人受け入れの家族構成別社会的費用と同様の方法で社会的便益を算出した。(表 4-2)

表 4-2; 外国人受け入れの家族構成別社会的便益 (単位 千円)

	単身	若年夫婦	二世代	高齢夫婦	計
所得(年間)	1,355,056,181	814,569,760	318,302,963	6,702,318	2,494,631,221
所定内所得(月額)	110,253,308	58,388,449	21,941,335	0	190,583,092
賞与等(年間)	32,016,487	113,908,369	55,006,941	6,702,318	207,634,115
送金及び貯蓄	623,325,843	301,390,811	89,124,830	0	1,013,841,484
送金	623,325,843	179,205,347	41,379,385	0	843,910,576
貯蓄	0	122,185,464	47,745,445	0	169,930,908
①国税	107,331,609	63,979,118	25,035,503	335,116	196,681,346
所得税	82,353,808	44,608,257	15,842,491	0	142,804,555
消費税	24,977,801	19,370,861	9,193,013	335,116	53,876,791
②社会保険料	149,820,504	81,153,467	29,475,392	0	260,449,363
③地方税	0	48,182,805	17,064,757	0	65,247,563
都道府県住民税	0	9,675,888	3,424,557	0	13,100,445
市町村住民税	0	38,506,918	13,640,200	0	52,147,118
便益合計(①+②+③)	257,152,113	193,315,391	71,575,652	335,116	522,378,272

単身労働者は、一世帯あたりの便益は少ないが、世帯数が多いために便益合計の値は大きくなる。逆に、二世代世帯は、四人家族に対して納税者が一人なので、便益合計の規模は小さい。高齢夫妻の社会的便益は、消費税のみである。しかし、この消費税も、国からの社会保障があるからこそ成り立っているものであり、完全に相殺されてしまう。

05 年度の費用対便益

費用 Cost=608, 153, 438, 000 円

便益 Benefit=522, 378, 272, 000 円

便益/費用 B/C=522, 378, 272, 000/608, 153, 438, 000=0. 858958018

B/C<1 という結果であった。つまり、現在の受け入れ体制の下では、非永住者の生み出す便益よりも、彼らに対する行政コストのほうが大きい。これは受け入れ体制の非効率を顕著に表すものであると言えよう。



【外国人受け入れに伴う費用便益分析 2015年】

2015年度の分析は、現状の受け入れ体制のままの場合と、2015年に必要とされる労働力 131万人を単身で受け入れる場合の有効性の比較を行う。

表 5-1;非永住者の年齢階層別人数の推計(2015年度)17

	男(人)		女(人	()	合計(人)	
0~4 歳	45,119	5.3%	45,538	4.8%	90,657	5.0%
5~9 歳	30,647	3.6%	31,307	3.3%	61,954	3.4%
10~14 歳	24,688	2.9%	25,615	2.7%	50,303	2.8%
15~19 歳	39,160	4.6%	38,897	4.1%	78,057	4.3%
20~24 歳	105,561	12.4%	143,254	15.1%	248,815	13.8%
25~29 歳	138,762	16.3%	182,150	19.2%	320,912	17.8%
30~34 歳	148,126	17.4%	190,689	20.1%	338,815	18.8%
35~39 歳	119,182	14.0%	122,382	12.9%	241,564	13.4%
40~44 歳	75,766	8.9%	69,255	7.3%	145,021	8.1%
45~49 歳	51,929	6.1%	41,743	4.4%	93,672	5.2%
50~54 歳	34,903	4.1%	26,564	2.8%	61,467	3.4%
55~59 歳	21,283	2.5%	16,128	1.7%	37,410	2.1%
60~64 歳	8,513	1.0%	7,590	0.8%	16,103	0.9%
65~69 歳	4,257	0.5%	3,795	0.4%	8,051	0.4%
70~74 歳	2,554	0.3%	1,897	0.2%	4,451	0.3%
75 歳以上	2,554	0.3%	1,897	0.2%	4,451	0.3%
合計	851,300	100.0%	948,700	100.0%	1,800,000	100.0%

表 5-2;家族構成に関する仮定18

	単身	若年夫婦	2 世代	高齢夫婦	合計
人口	688,610	688,610	405,826	16,954	1,800,000
世帯数	688,610	344,305	101,457	8,477	1,244,305

_

¹⁷ パーセンテージは 2005 年非永住者の年齢階層別人数の推計(表 2-1)のものと同じ。推測非永住者 180 万人は、ここ 5 年間の非定住者の増加率が 1,03%とほぼ一定であるため、この割合が 2015 年まで続くと推測し導き出した。

¹⁸ 算出方法は、2005年の家族構成に関する仮定(表 2-2)の推計と同じ。



[2015年 現状の受け入れ体制のままの場合の費用便益分析]19

- (1) 外国人受け入れに伴う社会的費用(2015年度)
- ア. 外国人受け入れの家族構成別社会的費用(表 6-1)

表 6-1; 外国人受け入れの家族構成別社会的費用(単位 千円)

社会的費用(千円)	単身	若年夫婦	2世代	高齢夫婦	合計
位去的复用(十几)	208,665,972	212,938,162	355,517,873	131,214,814	908,336,820
国	15,439,898	19,712,088	43,748,605	3,364,642	82,265,232
①生活保護費	11,163,884	15,437,986	6,579,333	274,862	33,456,064
②社会福祉費	396,531	394,619	12,695,110	2,994,265	16,480,525
老人福祉費	0	0	0	3,248	3,248
老人医療・介護保険給付諸費	0	0	0	2,924,050	2,924,050
身体障害者保護費	324,671	324,671	191,342	7,994	848,677
児童保護費	0	0	7,262,766	0	7,262,766
児童扶養手当給付諸費	0	0	329,568	0	329,568
児童手当国庫負担金	0	0	2,646,382	0	2,646,382
特別児童扶養手当等給付諸費	0	0	1,476,396	0	1,476,396
婦人保護費	16,464	14,552	4,288	358	35,663
社会福祉諸費	0	0	355,647	29,715	385,363
社会福祉施設整備費	0	0	329,568	27,536	357,105
母子福祉費	0	0	66,506	0	66,506
国立更生援護所運営費	50,585	50,585	29,812	1,245	132,226
国立更生援護所施設費	4,812	4,812	2,836	118	12,578
③保健衛生対策費	117,663	117,663	69,344	2,897	307,566
保健衛生諸費	43,030	43,030	25,359	1,059	112,479
保健衛生施設整備費	74,633	74,633	43,984	1,838	195,088
④住宅対策費	3,761,820	3,761,820	2,216,994	92,618	9,833,252
住宅建設等事業費	1,343,391	1,343,391	791,715	33,075	3,511,573
住宅対策諸費	2,418,428	2,418,428	1,425,279	59,543	6,321,679
⑤文教費	0	0	22,187,824	0	22,187,824
義務教育費国庫負担金	0	0	19,535,550	0	19,535,550
公立文教施設災害復旧費	0	0	9,140	0	9,140
公立文教施設整備費	0	0	1,211,313	0	1,211,313
学校教育振興費	0	0	971,109	0	971,109
	0	0	460,712	0	460,712
地方	122,367,327	122,367,327	270,009,314	3,012,759	517,756,727
①民生費	89,953,102	89,953,102	53,013,037	2,214,700	235,133,940
②衛生費	32,414,225	32,414,225	19,103,027	798,058	84,729,536
③教育費	0	0	197,893,250	0	197,893,250
社会保険給付	49,524,092	49,524,092	29,186,570	124,312,141	252,546,895
①厚生保険特別会計	49,524,092	49,524,092	29,186,570	24,749,602	152,984,355
健康勘定	49,524,092	49,524,092	29,186,570	1,219,313	129,454,067
年金勘定	0	0	0	23,530,288	23,530,288
②国民年金特別会計	0	0	0	99,562,540	99,562,540
基礎年金勘定	0	0	0	12,319,167	12,319,167
国民年金勘定	0	0	0	87,243,373	87,243,373
入国管理予算	21,334,655	21,334,655	12,573,384	525,272	55,767,966
①地方入国管理官署	16,829,990	16,829,990	9,918,601	414,365	43,992,946
②護送収容費	1,650,822	1,650,822	972,897	40,644	4,315,186
③外国人登録事務費	2,853,843	2,853,843	1,681,886	70,263	7,459,835

^{19 2006} 年度の予算データを用いて出した外国人一人当たりの社会的費用=外国人一人に受け入れに必要な費用、とする。この社会的費用に 2015 年の非永住者を掛けて総費用を算出する。



- (2) 外国人受け入れに伴う社会的便益(2015年度)
- ア. 外国人一世帯当たりの社会的便益20(表 7-1)

表 7-1; 外国人一世帯当たりの社会的便益(単位 千円)

	単身	若年夫婦	二世代	高齢夫婦
所得(年間)	2,929	3,521	4,663	1,172
所定内所得(月額)	238	252	321	
賞与等(年間)	69	492	806	1,172
送金及び貯蓄	1,347	1,303	1,306	0
送金	1,347	775	606	
貯蓄		528	699	
国税	274	322	421	59
所得税	222	240	289	0
消費税	52	81	131	59
社会保険料	329	356	439	0
地方税	0	244	293	0
都道府県住民税	0	49	59	0
市町村住民税	0	195	235	0
課税所得額	2,220	2,405	2,894	0
世帯当たり便益	602	922	1,153	59

イ. 外国人受け入れの家族構成別社会的便益(表 7-2)

表 7-2; 外国人受け入れの家族構成別社会的便益(単位 千円)

	単身	若年夫婦	二世代	高齢夫婦	計
所得(年間)	2,016,800,968	1,212,366,766	473,046,004	9,932,788	3,712,146,526
所定内所得(月額)	164,095,763	86,902,582	32,608,119	0	283,606,464
賞与等(年間)	47,651,812	169,535,782	81,748,575	9,932,788	308,868,957
送金及び貯蓄	927,728,445	448,575,703	132,452,881	0	1,508,757,030
送金	927,728,445	266,720,689	61,495,981	0	1,255,945,114
貯蓄	0	181,855,015	70,956,901	0	252,811,916
国税	188,348,745	110,716,176	42,698,198	496,639	342,259,758
所得税	152,863,157	82,800,945	29,361,369	0	265,025,471
消費税	35,485,588	27,915,230	13,336,829	496,639	77,234,287
社会保険料	226,497,601	122,685,512	44,495,168	0	393,678,282
地方税	0	84,178,165	25,797,291	0	109,975,457
都道府県住民税	0	16,904,494	5,973,730	0	22,878,224
市町村住民税	0	67,273,671	19,823,561	0	87,097,233
便益合計	414,846,346	317,579,853	112,990,658	496,639	845,913,497

23

²⁰ 計算方法は、2005年便益算出方法と同じ。ただし、定率減税は、平成19年に廃止のため、ここでは定率減税は無視した。社会保険料は、政府管掌健康保険・厚生年金保険標準月額・保険額表(2006年分)より算出した。



2015 年度の費用対便益

費用 Cost=908, 336, 820, 000 円

便益 Benefit=845,913,497,000 円

便益/費用 B/C=845, 913, 497, 000/908, 336, 820, 000=0. 931277339

将来における費用対便益も1を切る。年数と共に、非永住者の中の高齢化が進むとすれば、「高 齢夫妻」の割合が増え、上記の結果以上に費用が発生することも考えられる。

定率減税の廃止や、保険料の引き上げを加味しても、費用と便益をバランスさせることは出来ない。



[2015年に131万人の単身労働者を受け入れた場合の追加費用と追加便益]

(1) 131 万人の単身労働者を受け入れた場合の追加費用(表 8)

表8;131万人の単身労働者を受け入れた場合の追加費用21

	単身
社会的費用(千円)	396,931,289
国	29,341,279
①生活保護費	21,237,984
②社会福祉費	723,033
老人福祉費	0
老人医療・介護保険給付諸費	0
身体障害者保護費	617,648
児童保護費	0
児童扶養手当給付諸費	0
児童手当国庫負担金	0
特別児童扶養手当等給付諸費	0
婦人保護費	0
社会福祉諸費	0
社会福祉施設整備費	0
母子福祉費	0
国立更生援護所運営費	96,231
国立更生援護所施設費	9,154
③保健衛生対策費	223,840
保健衛生諸費	81,859
保健衛生施設整備費	141,980
④住宅対策費	7,156,422
住宅建設等事業費	2,555,645
住宅対策諸費	4,600,777
⑤文教費	0
義務教育費国庫負担金	0
公立文教施設災害復旧費	0
公立文教施設整備費	0
学校教育振興費	0
義務教育教科書費	0
地方	232,789,530
①民生費	171,125,257
②衛生費	61,664,273
③教育費 ***	04 212 702
社会保険給付	94,213,793
①厚生保険特別会計	94,213,793
健康勘定 年金勘定	94,213,793
②国民年金特別会計	0
基礎年金勘定	0
国民年金勘定	0
<u>国民年並制定</u> 入国管理予算	
<u>八国官理卫昇</u> ①地方入国管理官署	40,586,687
②護送収容費	32,017,088 3,140,496
②	
②クト国人豆球事務負	5,429,102

単身世帯にかかる社会的費用は文教費をはじめとし、児童や高齢者に関係する社会的費用を含まないので、今回の131万人の単身労働者を受け入れた場合の追加費用は小額で済む。

-

²¹ 2015 年度単身労働者一世帯あたりの費用×131 万人



(2)追加便益

602, 204 円(2015 年度単身世帯あたりの便益)×131 万人=789, 196, 662, 000 円

2015 年度に 131 万人の単身労働者を受け入れた後の費用対便益22

費用 Cost=908, 336, 820, 000+396, 931, 289, 000=1, 305, 268, 109, 000 円 便益 Benefit=845, 913, 497, 000+789, 196, 662, 000=1, 635, 110, 159, 000 円 便益/費用=B/C=1, 635, 110, 159, 000/1, 305, 268, 109, 000=1, 252700612

以上の分析より、現在の外国人労働者の受け入れ体制のまま 2015 年を迎えると、便益が費用を下回り、日本にとって外国人労働者受け入れのメリットが見出せない。しかし、何らかの政策提言により、131 万人の単身労働者を受け入れると、便益が費用を上回ることが可能となり、日本にとって外国人労働者受け入れのメリットが見出せる。

IV 分析結果から推測されること

少子高齢化に伴い、外国人労働者の受け入れが加速するとしても、現行の受け入れ制度のままでは、社会的費用がかさんでいくばかりである。労働人口不足を解消しつつ、自国にとって効率のいい受け入れ体制を設けることは、急務だと言えるかもしれない。この現状を打破するためには、一世帯当たりの社会的費用が少なく、扶養家族が存在しない単身労働者を受け入れるなど、制度に変化を加えるべきである。

以上の分析結果、分析結果からの推測を基に第五章の政策提言へと導く。

_

²² 費用=2015 年度現状の受け入れ体制のままの場合の費用+131 万人の単身労働者を受け入れた後の費用 便益=2015 年度現状の受け入れ体制のままの場合の便益+131 万人の単身労働者を受け入れた後の便益



第五章 【政策提言 新たな受け入れ制度の構築】

I 日本の外国人労働者問題に対する政策提言

前章での分析結果より、単純労働者受入れ制度の導入は必要である。第五章ではシンガポール の政策に我々の独自案を加えた新たな単純労働者受入れ制度を提言していく。

<新受入れ制度の条件>

- ・外国人労働者は職業能力試験を受けて必要最低点以上を獲得した場合、日本での就労資格を得て日本での就労機会を待つ。
- ・単純労働者は社員300人以下の中小企業に限る。
- ・受け入れ年齢は労働力人口に換算される15~64歳に限る。
- ・二国間協定を結ぶなどの国籍限定は行わない。
- ・外国人労働者の滞在期間は 2 年間と設定する。そのため長期的滞在に伴う社会保障や年金問題 については考慮しない。

· 入国前 職業能力試験

まず、外国人労働者の入国前に母国で職業能力試験を課し、試験をパスした者だけが専門技術パスを獲得することができ、その労働者は積極的に受け入れる。その中でもシンガポールと同様専門技術職は P,Q,S などの三段階のカテゴリーに分ける。各カテゴリーの就業制限・賃金差別は下記の図表 3 の通りとする。試験をパスすることができなかったそれ以外の労働者は、必要最低点以上を獲得すれば日本での就労資格を得る。就労資格を得た外国人労働者は外国人労働力の必要性を訴える企業をその企業の労働内容、賃金、職場環境とともに日本政府から紹介され、日本への入国、そして就労が認められる。また単純労働者の入国・管理は単純労働者雇用税によってコントロールする。

現行の日本の就労ビザは 28 種類と多く、短期滞在、興行目的で入国し資格外就労や不法就労が 横行している現状がある。これらの問題点を克服するために考えられたのが、上記の職業能力試 験の制度である。

図表 323

種類 職種 賃金 (月給額) 50 万円以上 車 P1 菛 職業選択可能、家族呼び寄せ可能 的 P2 40~50 万円 技術 中堅~高度専門技術職 Q130~40 万円 的 職 \mathbf{S} 専門技術職 20~30 万円 単純労働者 企業の申請する分のみ流入 12~20 万円

²³ 各カテゴリーに分けられた職種・賃金は、国内で能力試験を実施したときの仮の設定である。



・受入れ制度の一連の流れ

- (1) 国内労働者だけでは生産・事業が維持できない、または拡大が望めないと判断した企業は 政府に「必要労働者数」を申請する。申請制度の場合、政府は申請された必要労働者数のみ を送り出すだけで良いので、国内労働者だけでは労働力が賄えていない産業・企業を把握し ておく必要がなく、それを把握するためのコストを削減することができる。
- (2) 能力試験で必要最低点以上を獲得した日本での就労を希望する外国人に対して、申請した 企業を政府が紹介する。必要最低点を獲得すれば日本に入国できるのではない。必要最低点 獲得は日本で働く資格を得るということである。日本企業の申請があるごとにその数に合わ せて政府は外国人に紹介する。
- (3) 紹介を受けた外国人労働者は日本の中小企業に安い労働力を提供する。外国人労働者が低賃金で働くことが外国人労働者を雇ううえでの企業にとっての最大の魅力となる。
- (4) 外国人労働者を雇う際に、雇用期間中企業に外国人労働者の管理を徹底させるように保証金を支払わせる。外国人労働者滞在期間の2年が経過し、外国人労働者が帰国するときに、当該保証書²⁴に記載されている条件に違反していなければ企業に保証金が舞い戻ってくる。条件には不法滞在者を出さず、申請通りの数を2年間維持するといったものを設定する。

外国人労働者を雇う企業は責任をもって労働者を管理し、また充分な職場環境を提供しなければならない。それを怠れば職場から逃げ出す、勝手に他業種・他企業に転職する、といった身勝手な行動が考えられ、多くの不法滞在者を生み出しかねない。保証金制度は不法滞在者を防止するというメリットがる。

(5) 企業は外国人労働者を雇用した分だけ「雇用税」を政府に支払う。ここでいう「雇用税」は シンガポールが採用している「雇用税」とは違う。シンガポールでは労働者一人当たりに対 して「雇用税」を設定しているが、我々が提言する受け入れ政策には政府が設定する外国人 労働者の「上限率」を考慮しないため、「雇用税」ならぬ外国人労働者を多く雇うほど労働者 一人当たりの雇用税が増える「累進雇用税」を提言する。

外国人労働者流入により、政府は消費税・所得税・さらには雇用税により、多くの税収が 見込める。また企業にとっても、国内労働者・外国人労働者に支払う賃金と雇用税の和が国 内労働者のみで雇った場合の総支払い賃金を上回らない限り、一定のラインまで外国人労働 者を雇うことになる。自動的に中小企業が求める労働者数が確保され、大量の労働者が流入 してくるという事態は起こらない。

²⁴ 当該保証書には2年間の労働者管理義務、妥当な賃金設定、寮・社宅などの住居提供、帰国費用の負担という内容を記載



・ここで仮に図表 4 に示したような「累進雇用税」を設定し、社員 150 人で、企業内の平均月 給が 24 万円である中小企業 A を設定した場合、どれだけ人件費が抑えられるか検証してみる。

まず、社員 150 人を抱える中小企業 A は、国内労働者に払う賃金と外国人労働者に支払う賃金とそれを雇うことによって発生する雇用税の和が国内労働者のみを雇った場合の総支払い賃金を上回るまでのある一定のライン以下まで外国人労働者を雇おうと行動する。

そして国内労働者のみを雇用した場合、150人×24万円=3600万円人件費が必要となる。 外国人労働者を雇う場合、企業は外国人労働者に支払う賃金を14万円25と設定し、さらに全労働者に対する外国人労働者の割合は20%が最適と考えた。つまり中小企業Aは30人外国人労働者を受け入れることになる。その場合、企業に支払う人件費は、外国人労働者一人当たり20万円で、国内労働者は外国人労働者の流入分抑えることができ、外国人労働者を雇うと120人×24万円+30人×(14万円+雇用税6万円)=3480万円となる。結果、外国人労働者を雇うことにより、中小企業Aは120万円の人件費削減が達成されることになる。

図表 426

外国人労働者/全従業員数	雇用税額/1人
10%以下	3 万円
11%以上 20%以下	6 万円
21%以上 25%以下	10 万円
26%以上 30%以下	12 万円
31%以上	15 万円

(6) 2年間企業が単純労働者を雇うと、雇用期間終了後、企業は責任をもって労働者を母国に 帰国させなければならない。政府に申請すれば、再び労働力不足を補うための外国人労働力 を確保することができる。

²⁵ 企業は最低賃金以上で雇うことが義務で、この制度では図表3より最低賃金を12万円と設定する。

²⁶ 各%で分けられた一人当たりの雇用税額は、国内で累進雇用税を実施したときの仮の設定である。



Ⅱ 政策提言 まとめ

今後ますます少子・高齢化が進み、労働力人口が減少していく日本にとって我々がここで掲げる政策が、最適な外国人労働者対策だと考える。

・外国人労働者にとってのメリット

日本で就労機会を得た外国人労働者は、高い給料が得られる日本で労働し、そこで得られた賃金を母国にもたらすことができる。

・企業にとってのメリット

国内労働者の賃金、また外国人労働者に支払う賃金の妥当性、どれだけの労働力を確保すべきか、 累進雇用税など様々な要因を考慮し、企業にとって最適な必要労働力数を政府に申請する。2 年間当該保証書に記載されている条件通りに外国人労働者を管理して母国に労働者を返還すれば保証金が手元に戻り、雇用税は払うものの企業は日本人のみで生産を行う場合よりも安い労働力で生産を行うことができる。さらにそれにより生産された商品は定価が安く、企業の収益が増え、さらなる企業の成長・事業拡大が可能となる。

政府にとってのメリット

外国人労働者が国内に多く流入すれば、政府は流入した外国人労働者より所得税・消費税の税収を得ることができ、また企業からも雇用税が支払われ、政府は多くの税収増が見込める。それに加え、企業の申請制度は政府のコストを大きく削減できる。すべての中小企業・産業に外国人労働者の上限割合を決めるなら、政府は産業ごとに足りていない労働者数を把握しておく必要があるため、それを実施するためのコストが多くかかる。申請制度は労働者不足数を把握する政府の手間を省き、この政策が実施されても政府にかかる費用は「上限率制度」「労働市場テスト」に比べ抑えることができるため、申請制度は画期的であり、実施する政府にとってもコストを抑える有効な制度だと考える。

そして、外国人労働者によりもたらされた税収は、現在も増加し続ける国の借金の補填にも利用することができ、日本が直面する深刻な財政問題の危機から早期に脱出できると考える。

また外国人労働者によって、期待される企業の規模拡大は、日本企業が海外に流出するという問題もクリアされる。

日本の企業の99,7%を占める中小企業の収益増は、大いに日本経済を活性化させ、当初の目的である人口減少社会での国内総生産GDP上昇を実現させられるだろう。

このように申請制度、累進雇用制度、保証金制度を組み合わせた単純労働者受入れ新制度は企業、政府ともに多くのメリットがあり、この政策の実施によって少子高齢化社会・人口減少社会の中での経済成長率押し上げを大いに期待することができる。



第六章 【論文 総括】

本論文では、今後向かえる少子高齢化・人口減少社会のために、単純労働者受入れによる日本経済への寄与と新たな受入れ制度構築の必要性を論じてきた。

日本が単純労働者に対して門戸を開けば、単純労働者の過剰流入が予想される。そのため、我々は、提言する政策に「累進雇用税」・「申請制度」という新しい制度を盛り込んだ。また、外国人労働者受入れは中小企業の発展につながり、日本経済への起爆剤となる。本稿の分析では、新制度導入により、2015年131万人の単身労働者を受け入れると、便益が費用を上回り、日本にとって外国人労働者受け入れはメリットがあると証明した。労働力不足解消のため、分析により受け入れ制度導入を訴え、新たな受け入れ制度を掲げる本論文が、単純労働者受け入れに関する論議に一石を投じることになれば幸いである。

そして、多くの外国人労働者の中には、受給資格があるにもかかわらず、労働災害保険や各種保険を十分に受けられていない人もいる。また、外国人労働者に対して劣悪な環境で重労働を課し、法外な低賃金で労働させる雇用主もいる。我々は本論文で単純労働者受け入れ問題に限り研究を行ったが、このような現状も外国人労働者問題の一つで解決すべきものである。政府には外国人労働者に対する年金・社会保障制度の充実を、企業には働きやすい職場環境の提供と人道的待遇を望む。これらが早期に現実化することを願ってやまない。

人材移動もグローバル化が進む中で、日本も現在の経済基盤を維持するためには、外国人労働者獲得は必要不可欠である。「日本を目指す外国人労働者の志が21世紀の日本を救う」。この言葉を最後にして本論文を締めくくることにしたい。



【参考文献】

《先行論文》

財団法人 自治体国際化協会 (1997) 『ドイツにおける外国人政策における諸問題』 佐野 哲 (2003) 『台湾の外国人労働者受入れ政策と労働市場』 三宅 聖子 (2000) 『地方自治体における外国籍住民政策』 財団法人 日本総合研究所 (2002) 『外国人労働者受け入れに伴う社会的コストに関する調査研究報告書』

《参考文献》

佐藤進 (1996)『国際化と国際労働・福祉の課題』 勁草書房 石川義孝 (2001)『人口移動転換の研究』 東京大学学術出版会 加藤之和 (2001)『人口経済入門』 日本評論社 手塚和彰著 (2005)『外国人と法』 有斐閣

社会保障研究所 (1991)『外国人労働者と社会保障』 東京大学出版会

《データ出典》

経済産業省 外国人労働者問題 -課題の分析と望ましい受入制度の在り方について 平成 17 年 10 月 http://www.meti.go.jp/

法務省人口管理局 『本邦における不法残留者数』 http://www.moj.go.jp/

総務省 統計データ・ポータルサイト http://portal.stat.go.jp/

入国管理局 http://www.immi-moj.go.jp/

独立行政法人 労働政策研究・研修機構 http://www.jil.go.jp/

JETRO 日本貿易機構 http://www.jetro.go.jp/indexj.html

大原社会問題研究所雑誌 No.532 2003年3月

中小企業白書 平成 16 年度版 http://oohara.mt.tama.hosei.ac.jp/

国立社会保障・人口問題研究所 http://www.ipss.go.jp/

外国人雇用問題研究会 報告書 (2002) 『各国の外国人労働者受入れ制度の概要』

財務省「平成 18 年度一般会計予算」http://www.bb.mof.go.jp/cgi-bin/bxss020a?rno=54

総務省 統計局「平成17年国勢調査結果」より「平成17年10月1日現在(確定値)」

http://www.stat.go.jp/data/jinsui/200602/zuhyou/05k2-1.xls

総務省 地方財政統計年報「平成16年度決算統計年報」

都道府県目的別歳出決算累年比較 http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/xls16/ch145ab.xls 市町村目的別歳出決算累年比較 http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/xls16/ch148ab.xls 社会保険庁「平成 18 年度予算」http://www.sia.go.jp/infom/yosan_kessan/18yosangaiyou.pdf 政府管掌健康保険・厚生年金保険標準月額・保険額表

http://www.sia.go.jp/seido/iryo/ryogaku1809/ryogaku01.xls

賃金構造基本調査(平成17年度)

http://wwwdbtk.mhlw.go.jp/toukei/kouhyo/data-rou4/data17/10201.xls



WEST 論文研究発表会 2006 【本稿中記載図表】

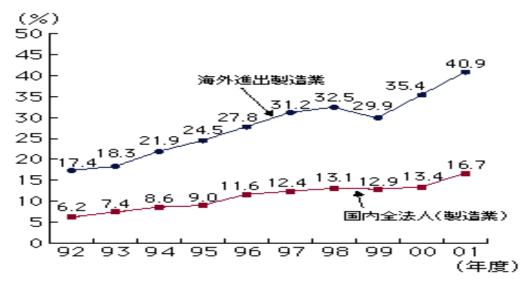
図 A

今後3年以内新たに外国人労働者を雇用したい又は増やしたい職種状況別企業数の割合

産業・企業規模	生産工程作業員	建設土木作業員	運搬土木作業員	その他
調査産業計	42. 4	2. 7	2. 3	6. 4
1,000 人以上	8. 2	-	1.3	7. 3
5,000 人以上	2.3	-	0. 4	5. 0
1,000 人~4,999 人	9.5	-	1.6	7.8
100~999 人	35. 1	1.3	2. 6	6. 4
300~999 人	26. 3	2. 2	3. 4	4. 3
100~299 人	38. 9	0. 9	2. 3	7. 3
30~99 人	53. 5	4. 5	2. 2	6.3
50~99 人	45. 6	1.5	3. 1	5. 7
30~49 人	59. 7	6.8	1.5	6.8
鉱業	22. 2	-	22. 2	-
建設業	5. 5	60. 0	4. 3	0.3
製造業	79. 2	0.2	0.9	1.4
(消費関連)	83. 8	-	-	-
(素材関連)	79.8	-	-	0.2
(機械関連)	74. 4	0.5	2. 5	3. 6



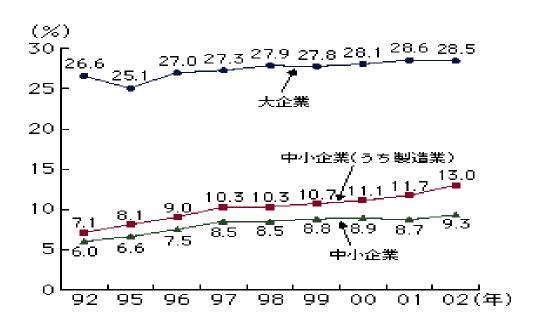
図 B



資料:経済産業省「海外事業活動基本調査」(2002年) (注) 1 - 国内全法人ベースの海外生産比率=現地法人 (製造業)売上高/国内法人(製造業)売上高

(%) 海外進出企業ベースの海外生産比率=現地法 人(製造業)売上高/本社企業(製造業)売上高

図 C

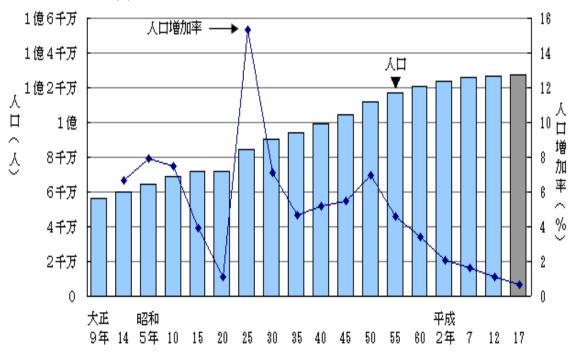


資料:経済産業省「企業活動基本調査」(各年)再編加工 1. ここでは、海外における出資比率20%以上の 関係会社を海外子会社として集計。 2. 中小企業基本法の定義(1999) (注)

年)に基づき集計。



図 D 人口及び人口増加率の推移(大正9年~平成17年)



資料: 国勢調査(昭和20年は人口調査)結果による。

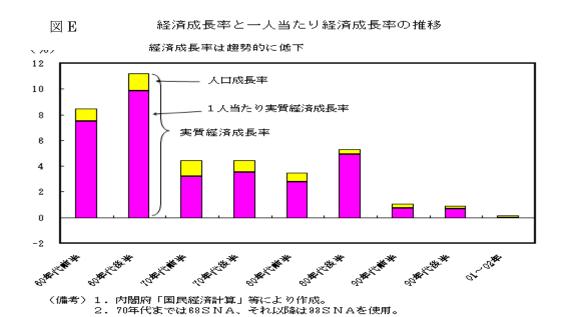


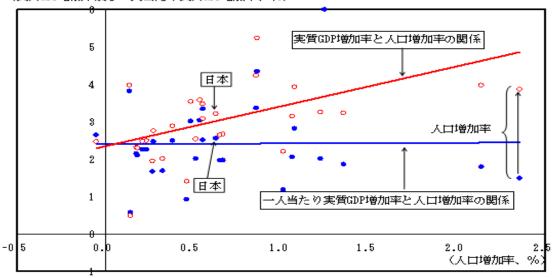


図 F

人口増加率と経済成長率の関係

人口は経済成長にとって重要な要因、しかし他の要因も重要

(実質GDP増加率及び一人当たり実質GDP増加率、%)



(備考) 1. 白抜きは実質GDP増加率と人口増加率とのブロット。黒点は一人当たり実質GDP 増加率と人口増加率とのブロット。

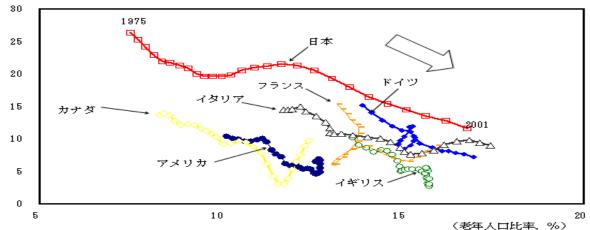
- 一人当たり実賃GDP増加率は、実賃GDP増加率から人口増加率を控除したもので あるから、白抜きと黒点の差は人口増加率に等しい。 3. OECD"National Accounts"等により作成。数値は1971年~2001年の平均値。

図 G

老年人口比率と国民貯蓄率の関係

少子・高齢化により貯蓄率は低下

(国民貯蓄率、%)



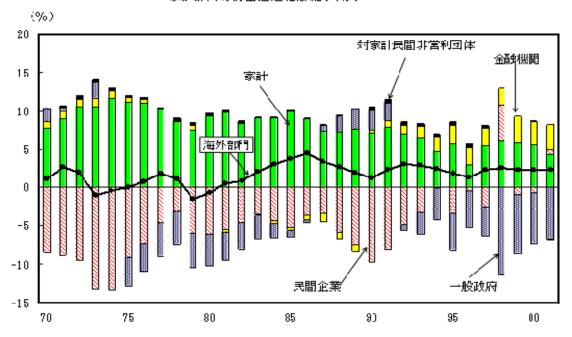
(備考) 1. OECD"National Accounts","Labour Force Statistics"等により作成。 2. 老年人口比率とは、総人口に占める65歳以上人口の割合。 3. 数値は1975年から2001年までの後方5ヵ年移動平均。



図 H

制度部門別貯蓄・投資バランスの推移

家計部門の貯蓄超過幅は縮小傾向

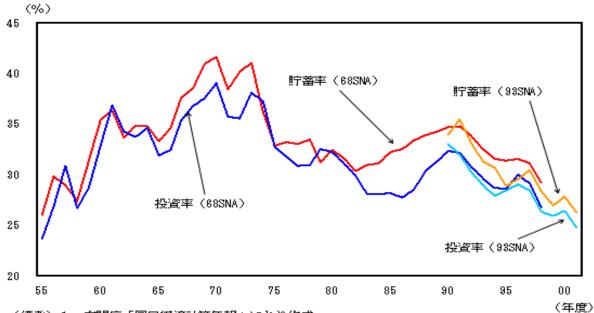


(備考) 1. 内閣府「国民経済計算年報」により作成。

2. 39年までは68SNA、9D年以降は93SNAによる。

図 I 日本の貯蓄率と投資率の推移

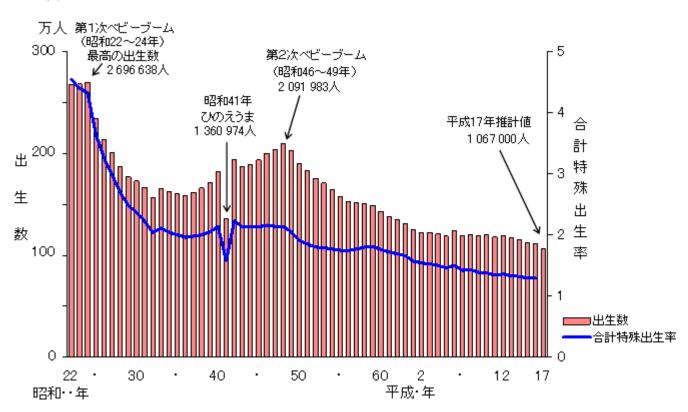
投資の動向が国内貯蓄の動向に規定される傾向強い



(備考) 1. 内閣府「国民経済計算年報」により作成。 2. 貯蓄率=粗貯蓄額/GDP、投資率=粗投資額/GDPにより算出。



図J



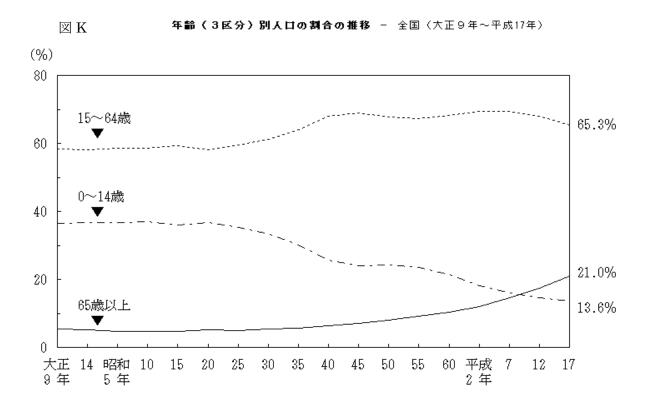
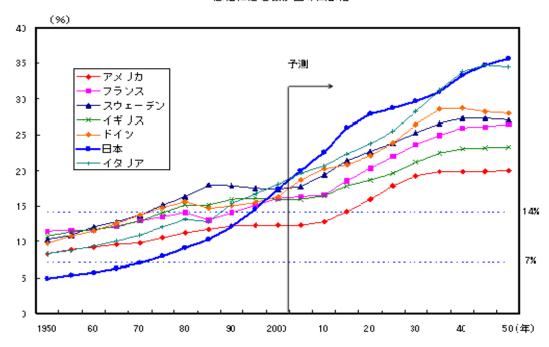




図 L 各国における老年人口比率の推移

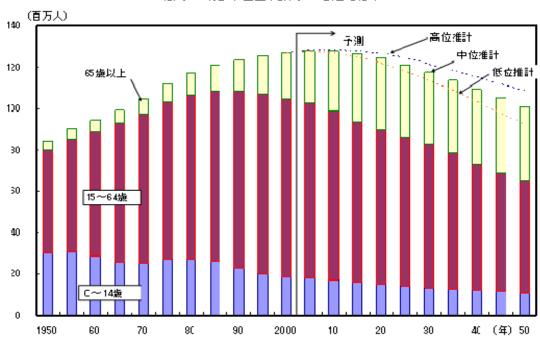
急速に進む我が国の高齢化



(備考) 国際連合「World Population Prospects 2002」、国立社会保障・人口問題研究所 「日本の将来推計人口(平成14年1月推計)」、総務省「国勢調査」による。

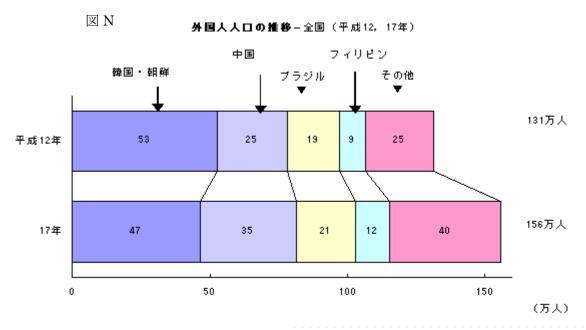
図 M 総人口の推移(中位推計)

総人口は減少、生産年齢人口の割合も低下



(備考) 総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成14年1月推計)」による。





注) 平成12年は、外国人に関する特別集計による。